

## 大分県立看護科学大学名誉学長規程

平成24年3月22日

規 程 第 100号

### (目的)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学名誉学長（以下「名誉学長」という。）の称号の授与について必要な事項を定めることを目的とする。

### (授与の要件)

第2条 名誉学長は、大分県立看護科学大学の学長として、教育研究、社会貢献及び業務運営に当たり特に顕著な功績があり、本学の発展に貢献された者に対し授与する。

### (授与の決定)

第3条 第2条に該当する者があったときは、教育研究審議会の議を経て、理事会・経営審議会で決定する。

### (記録集等の作成)

第4条 名誉学長については、その功績を称える記録集を作成することができる。また、図書館その他の必要な施設設備の利用を行うことができる。

### (その他)

第5条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この規程は、平成24年3月22日から施行する。

## 大分県立看護科学大学名誉学長授与に関する実施要領

### 第1 授与の基準

大分県立看護科学大学名誉学長規程（以下「規程」という）第2条の資格要件は以下を基準として、総合的に評価する。

- ①教育・研究・社会貢献・業務運営の各分野において、本学の発展に寄与したことが著しく顕著で、社会一般に公表しうる功績があること。
- ②大分県独立行政法人評価委員会の評価について、大項目評価でA評価以上であり、1つ以上のS評価を得ていること。
- ③学校教育法第109条第2項の大学の機関別認証評価において、優れた評価を得ていること。

### 第2 授与決定の手続き

- (1) 規程第3条の教育研究審議会への発議は、常勤教職員3名以上によって行うことができる。
- (2) 教育研究審議会において、3分の2以上の同意を得た場合、理事会・経営審議会に提出する。
- (3) 理事会・経営審議会において、3分の2以上の同意を得て授与を決定する。
- (4) 教育研究審議会、理事会・経営審議会の審議については、対象となる学長は参加することができない。
- (5) 名誉学長の授与は、公立大学法人大分県看護科学大学の設置者である大分県知事により行う。